

安保条約学習会における浅井講師の問題提起について

中尾 元重（2011年1月）.

2010年11月16日に開催された「もっと知ろう！！『安保条約』学習会-核密約はなぜ廃棄できないのか？」（岡山県労働組合会議主催）で、講師をお願いした広島平和研究所所長の浅井基文氏が2点について独自の主張を述べられ、会場に違和感が生まれました。

第1点は、日本共産党の志位委員長が発表した尖閣問題に対する疑問と意見であり、第2点は、原水爆禁止運動が分裂したまま、いまだに統一を回復していないのは「いかなる問題」の原因をつくった社会主義国の核実験を支持する日本共産党の態度であったという主張でした。特に第2点については、講演後の質問時間で参加者から「浅井先生の見解は間違っている」という指摘がありましたが、時間の関係もあって問題点が解明されないうまま閉会となりました。

後日、主催者の県労会議伊原書記長から浅井氏が提起したこの2点の課題を整理してほしいと要望され、学習会翌月の12月に開かれた安保破棄諸要求貫徹岡山県実行委員会の席で30分間にわたって口頭で報告しました。以下はその要旨を若干補正してまとめたものです。

第一の問題点

浅井氏は、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本領土であることを立証した日本共産党の見解（以下「見解」）に対し、主に二つの点で疑問を表明されました。

一つは、日清戦争講和条約（下関条約；1895年）で、日本が清国から台湾と澎湖列島を割譲させたとき、清国は敗戦国であったので尖閣諸島の領有権を主張できなかったのではないかという疑問です。清国が講和会議で主張すべき領有権も敗戦国という弱い立場のために言い出せなかったと言われるのであれば、その清国が下関条約以前に尖閣諸島を実効支配し自国の領土としていた事実をあげるべきであったのですが、浅井氏はその事実をあげられませんでした。

しかし「見解」でも明らかなように、尖閣諸島は、「無主の地」を日本が「先占」して実効支配を継続し、1895年1月の領有宣言によって国際法上合法的に日本固有の領土となったものです。この歴史的事実を覆す根拠が示されない限り、浅井氏の「疑問」は「見解」に対する反証の力を持ち得ません。

清国は、下関条約の交渉でも台湾とその付属島嶼である澎湖列島の割譲については強硬に反対しましたが、尖閣諸島については一切触れることはありませんでした。もし尖閣諸島が自国領土であるという認識があったならば、その後辛亥革命を経て1912年に中華民国となってからも、1949年の革命で中華人民共和国に変わってからも日本に対する

抗議などの外交措置をとったはずですが。このような措置が、「見解」が指摘するように1970年の台湾の声明と1971年の中国政府の声明まで75年間全く執られなかったことは、尖閣諸島が日本に帰属することを中国自身が認めていたことに他なりません。

尖閣諸島に関する浅井氏の二つ目の指摘は、戦後の日本の領土を確定した1951年のサンフランシスコ講和条約に関わる問題です。

サンフランシスコ講和条約では、第2条で戦前の日本領土のうち侵略で奪い取った朝鮮と台湾及び澎湖列島の放棄と、千島列島と樺太の放棄が具体的に規定され、尖閣諸島を含む「北緯29度以南の南西諸島」などの地域は第3条で米軍の施政権下に置かれることになりました。この講和会議に中国も台湾政府も招待されなかったことを浅井氏は取り上げ、ここでも中国は尖閣諸島の問題について意見を述べる機会を奪われたと強調されたのです。

確かに中国政府は、中国政府が参加していないサンフランシスコ講和条約は無効という声明を発表しましたが、講和条約発効1年後の「人民日報」が琉球群島の一部に尖閣諸島が含まれていることを明記している事実（「見解」）は、中国政府が下関条約から56年の間一貫して尖閣諸島の領有権が日本にあると認識していたとみなすに足る充分な根拠となるものです。その後1970年代までの25年間1度も尖閣諸島の日本領有に対する抗議も異議申し立ても行われなかったことと合わせて考えると、講和会議からの中国排斥という事実をもって尖閣諸島の中国帰属を証明することは到底なりたち得ない議論としか言いようがありません。

以上要約すると、尖閣諸島の領有権に関する日本共産党の見解に対する浅井氏の疑問と意見は、いずれも根拠が欠落しており、これによって「見解」の変更や修正を促すには余りにも次元が違い過ぎる提起であったというのが私の意見です。

なお、日本共産党の見解を裏付ける多くの研究がある中で、次の研究論文にはぜひ目を通していただきたいと思います。

『尖閣諸島の領有をめぐる論点—日中両国の見解を中心に—』

濱川 今日子

国会国立図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 565 (2007. 2. 28)

第二の問題点

浅井氏が提起した第二の問題点は、原水爆禁止運動の分裂の原因を日本共産党の主張に求めるもので、第一の問題点に比べ一概にはまとめきれない複雑な経過が含まれています。少なくとも1960年代初めまでの原水爆禁止運動の歴史をある程度わきまえないと判断を誤るおそれがありますが、ここではごく簡単にまとめておきたいと思います。

浅井氏の意見は、およそ「原水爆禁止運動が分裂したまま、いまだに統一を回復していないのは『いかなる問題』の原因をつくった社会主義国の核実験を支持する日本共産党の態度であった。この態度は1973年になって宮本委員長が改めることを表明したが、そ

れも不徹底に終わっている」というものでした。しかしこれを聞いて、当時岡山の末端で原水爆禁止運動に参加した体験を持つ私は、善意ではあっても原水爆禁止運動の分裂の本質を見誤っておられるとしか思えませんでした。私に限らず「浅井先生の見解は間違っている」というフロアからの指摘をうなずきながら聞いた参加者は少なくなかったはずです。

日本の全国的な原水爆禁止運動が、1950年の「ストックホルム・アピール」署名から始まり、1954年のビキニ被災を契機にわき起こった原水爆禁止署名運動と翌年の原水爆禁止世界大会（以下「世界大会」）の開催、それに続く日本原水協の結成と発展してきたことはよく知られています。しかしこの運動はその後多くの厳しい試練に直面することになりました。

1959年の第5回「世界大会」の準備段階になると、安保改定は日本の核武装と海外派兵に道を開くものだと明確に反対した原水協に対し、「政治偏向」ときめつける政府・自民党の攻撃が激しくなり、官房長官が地方公共団体に原水爆禁止運動に関与しないよう行政指導を行ったほか、自民党が原水協への自治体助成金の中止を各県連に指示します。

1960年の第6回「世界大会」直前には民社党と全労が第二原水協の結成を公表し、翌年「核兵器禁止平和建設国民会議」（核禁会議）を発足させます。

1960年の安保闘争で巨大な国民的エネルギーに直面した米日支配層が、いわゆる「ケネディー・ライシャワー路線」で日本の労働運動を始め政治闘争と平和運動を弱体化する方針をとりますが、原水爆禁止運動もその攻撃の例外ではありませんでした。

1961年の第7回「世界大会」では、本会議総会の最終日に社会党、総評、地婦連、日青協の4団体が、原水協の一部執行部は「イデオロギー的立場に立って非常に高いスローガンや闘争目標を」押しつけているとし、「現執行部体制を不信任し原水協をたてなおす」という共同声明を発表します。その背景には、ソ連中国封じ込めや戦争瀬戸際政策、大量報復戦略などを展開して冷戦の起動力となったアメリカを免罪する特定の政治的見地から、日本の基地問題や核武装化問題は原水爆禁止運動に持ち込むなと言う主張がありました。

このような流れの中で1961年9月1日、1958年以降米英ソ3国が停止していた核実験をソ連が再開し全国に衝撃が走ります。「いかなる問題」はこの核実験に抗議するかどうかをめぐって生じました。政党レベルでは社会党などがソ連に抗議するなかで日本共産党は、この実験は「アメリカ政府を先頭にしてつくりだした核戦争の危険に対処するやむを得ない措置」（大意）という見解を発表し、これを契機に原水協の内部に深刻な対立と不団結がもたらされました。

この論争の中で、社会党などは「いかなる国の核実験にも反対」を「原水爆禁止運動の基本原則」にするよう強く求めましたが、日本共産党は、「いかなる国の核実験にも反対」という立場は、核兵器の全面禁止をさまたげ核戦争の危険を生みだしているアメリカ帝国主義の核戦争政策と、それによって余儀なくされている社会主義国の防衛的な核開発とを同列において非難する誤った立場であると反論し、意見は違っても原水爆禁止運動の3原則で団結することを主張しました。

その後「いかなる国の核実験にも反対」を基調とする「基本原則」が、1962年3月の原水協全国理事会で激論の結果承認されてしまいましたが、同年8月の第8回「世界大会」では多くの批判的意見が集中し、大会起草委員会でも「基本原則」を支持する意見は少数意見であったと発表されます。

この「世界大会」の最中、ソ連が核実験を行いました。抗議の緊急動議が提出されますが取り上げられなかったことから、社会党、総評など11団体（後に13団体）が退場して共同声明を発表し、「世界大会」で退けられた「基本原則」の方向で原水協を再建するという連絡会議を結成します。

原水協は9月に「世界大会」の事実経過と評価をめぐって常任理事会を開きますが、「基本原則」に固執する主張との間で議論が紛糾し、予定した議題に入れないうま休会となりました。原水協は事実上の分裂状態となります。この状態は翌1963年の3・1ビキニデーの前日に開かれた常任理事会でも焼津集会のスローガンで対立するなど解決されず、ついに理事長以下出席の担当常任理事全員が辞職する事態を引き起こし、3・1ビキニデー全国集会は開催不可能となってしまいました。

しかし、原水協の分裂を憂慮し運動の統一を要求する気運は全国的に強くなり、広島県と山口県両原水協のイニシアチブによって5月19日、地方原水協ブロック代表者会議が広島で開かれ中央の主要団体への要請が行われます。続いて6月には全国都道府県原水協代表者会議が開かれ原水協常任理事会に要望書を提出します。この中で原水協常任理事会はようやく機能を回復し、第9回「世界大会」の準備に入ることになりました。

ところが1963年7月25日、米英ソ3国は「大気圏内、宇宙空間及び水中における核実験を禁止する条約」（部分的核実験禁止条約）に調印しました。この条約は核実験の全面禁止でなく、地下核実験に道を開くことを容認するにとどまらず、全面完全軍縮（通常兵器を含む兵器の全廃）のもとで核兵器を廃絶するとして、事実上、核兵器の廃絶を究極の彼方に押しやるものでした。

当然国内外でさまざまな評価を生み、第9回「世界大会」は「いかなる問題」の上にこの部分的核実験禁止条約の問題をも抱え込むことになりました。原水協執行部はこの二つの問題を「世界大会」の基調にすえるかどうかで激論を交わしますが、意思統一ができないまま、大会直前になって「世界大会」の準備と運営全般を1票差で広島県原水協に白紙委任します。原水協は部分的核実験禁止条約の賛否に関わりなく、原水爆禁止運動の基本3目標に基づき団結を守ろうと呼びかけましたが、大会が開かれると社会党と総評の指導部は突如として担当常任理事の辞表を安井理事長に提出し、大会から脱退しました。「世界大会」が「いかなる国の核実験にも反対」と部分的核実験禁止条約支持を明らかにしていないので大混乱が起こることを防ぐと言うのがその名目でした。さらに広島県原水協も大会運営を返上し、広島県評が分散会場をキャンセルするという異常な状態の中で1万名の代表は「すべての国による全面的核実験停止条約」や「全面的な核兵器禁止協定」の締結など、一致点で行動する統一行動に関する原則を明記した日本代表団決議などを採択し大

会を成功させました。

詳細は省略しますが、この「世界大会」ではソ連代表が部分的核実験禁止条約の支持を大会に押しつけようとして露骨な干渉と介入を行いました。「世界大会」はそれを受け入れず日本の運動としての自主性を守りきったことも記憶にとどめなければなりません。

翌年 3 月、社会党、総評などが「原水爆被災 3 県連絡会議」を結成して別の世界大会を開催し、その翌年 1965 年 2 月には「原水爆禁止日本国民会議」（原水禁）結成とすすみ、日本の原水爆禁止運動は完全に分裂してしまいました。

その後の経過は割愛せざるを得ませんが、第 9 回「世界大会」にいたる経過からも明らかかなように、原水爆禁止運動の分裂の原因は「いかなる国の核実験にも反対」に隠された政治的意図を批判し、部分的核実験禁止条約も支持しなかった日本共産党にあるのではなく、これらのスローガンに賛成する特定の意見を原水爆禁止運動の基本原則にしようとしてできなかった勢力が、原水協や「世界大会」から一方的に脱退したことに求められなくてはなりません。

原水爆禁止運動は第 1 回「世界大会」で確立された「核兵器禁止、核戦争阻止、被爆者援護連帯」という運動の基本 3 目標のもとに、異なる政治的立場や思想・信条を超えて結集し協力する国民運動です。特定の見解や立場を基本 3 目標に優先させる試みこそ運動に不団結と分裂を持ち込む最大の要因というべきです。

なお、「いかなる問題」の原因をつくったと浅井氏が言われる日本共産党の主張（社会主義国の核実験を防衛的なものとする見解）については、浅井氏自身が学習会で「1973 年になって宮本委員長が改めることを表明したが、それも不徹底に終わっている」との認識を示されました。しかしこの「不徹底」という評価は実際とかけ離れています。正確な認識を得るために最低でも『日本共産党の七十年・上』（日本共産党中央委員会）の、特に 444～445 ページを読んでいただくことを皆さんにお勧めします。

以上